

富士見市空家等対策協議会の概要について

1 概 要

空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画（以下、空家等対策計画という。）の作成・変更・実施及び空家等に関する施策について協議を行う。

2 構成員

別紙富士見市空家等対策協議会委員名簿（資料1）のとおり

3 根拠法令等

- (1) 空家等対策の推進に関する特別措置法第7条
- (2) 富士見市空家等対策の推進に関する条例第11条
- (3) 富士見市空家等対策協議会条例

4 会議開催予定

年間2、3回程度の開催を予定
基本的に平日昼間 1時間30分程度

5 報 酬

条例に基づき支給
会議終了後、概ね2週間程度で指定口座へ振込予定

6 任 期

令和3年8月22日から令和5年8月21日まで
※再任可能となっています。

7 関係者の出席

本協議会は、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができます。（富士見市空家等対策協議会条例第7条）

※ 関係者として庁内関係課の職員が出席する場合があります。

8 守秘義務

富士見市空家等対策協議会委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはいけません。委員の職を退いた後も同様とします。（富士見市空家等対策協議会条例第8条）

※ 本市の審議会等の会議は基本的に公開となっていますが、議事の関係上、個人の財産等に関わる協議を行う際は、非公開とする場合があります。

9 事務局

富士見市建設部建築指導課